

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	県政番組「元気けん！ながさき」の制作及び放送業務委託	24,999,980	株式会社 テレビ長崎 代表取締役社長 金子 源吉	県政に対する県民の理解と参加を促進するため、より多くの県民に見てもらえるような番組を目指して、放送内容や放送時間の企画コンペを実施した。その結果、決定した業者に業務委託するものであり、相手方が特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
2	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	情報番組「ながさきみーちゅー！」の制作及び放送業務委託	24,000,000	長崎市上町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	県政に対する県民の理解と参加を促進するため、より多くの県民に見てもらえるような番組を目指して、放送内容や放送時間の企画コンペを実施した。その結果、決定した業者に業務委託するものであり、相手方が特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
3	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	情報番組「ながさきみーちゅー！」の放送業務委託	12,000,000	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送株式会社 代表取締役社長 前原 晃昭	県内民放テレビ局4局のうち1局が県政番組の制作・放送、別の1局が情報番組の制作・放送をそれぞれ担うことを前提として、コンペを実施した。この結果、県政番組はKTN、情報番組はNBCがそれぞれ制作・放送することが決定した。このうち情報番組については、より多くの県民に視聴してもらうため、残る県内2局であるNCC及びNIBでも放送することとした。相手方が特定されるため、随意契約とするもの。	第167条の2 第1項 第2号
4	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	情報番組「ながさきみーちゅー！」の放送業務委託	12,000,000	長崎市出島町11-1 株式会社長崎国際テレビ 代表取締役社長 長谷川 國夫	県内民放テレビ局4局のうち1局が県政番組の制作・放送、別の1局が情報番組の制作・放送をそれぞれ担うことを前提として、コンペを実施した。この結果、県政番組はKTN、情報番組はNBCがそれぞれ制作・放送することが決定した。このうち情報番組については、より多くの県民に視聴してもらうため、残る県内2局であるNCC及びNIBでも放送することとした。相手方が特定されるため、随意契約とするもの。	第167条の2 第1項 第2号
5	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	県政番組のケーブルテレビ2次利用に係る賃貸借	1,484,028	長崎市上町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	県政番組をケーブルテレビで再放送するため、放送テープを賃貸借する契約内容であり、契約の相手が番組制作元のテレビ局に限定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
6	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	県政番組のケーブルテレビ2次利用に係る賃貸借	1,164,450	長崎市金屋町1-7 株式会社テレビ長崎 代表取締役社長 金子 源吉	県政番組をケーブルテレビで再放送するため、放送テープを賃貸借する契約内容であり、契約の相手が番組制作元のテレビ局に限定されるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	県公式ウェブサイト用サーバ等ハウジング業務	1,751,400	長崎市出島町11-13 西日本電信電話株式会社長崎支店 支店長 東 伸之	<p>県公式ウェブサイト用サーバ(HP用サーバ)等を24時間体制で円滑に運用するためには、機器をハウジングする必要がある。西日本電信電話(株)長崎支店には、情報政策課が所管する電子県庁システム等のサーバ(県庁サーバ)が設置・管理されており、HP用サーバは県庁サーバと一括管理するのが望ましい。同者の設備は、耐震性や電源供給能力、セキュリティ面に優れている。</p> <p>もし、新たなハウジング場所に移設するとすれば、その移設期間中はホームページを長期間、完全に停止しなければならず、常時最新の情報を発信するというホームページの目的が阻害される。したがって、ハウジング業務については同者に委託するのが適当である。</p>	第167条の2 第1項 第2号
8	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	インターネットPR支援サービス	1,260,000	東京都千代田区一番町8-一番町FSビル5F 株式会社ニュース・ツーカー 代表取締役 神原 弥奈子	<p>当該業務は、インターネット上のニュースサイトを通して、県政ニュースを多数の人に対して伝えることを目的としているので、できる限り多くのサイトに配信する必要がある。楽天、gooなど一月当たり数百～数千万の利用があるサイトをはじめとする20を超えるサイトと提携し、同時配信サービスを行っている業者を調べたところ、全国で同者しかなかった。</p>	第167条の2 第1項 第2号
9	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	県外パブリシティサポート業務	9,999,549	東京都中央区銀座7-2-22 共同ピーアール株式会社 代表取締役社長 大橋 榮	<p>今年度から、観光、物産、歴史・文化の魅力や、県政の先進的な取り組みなどを県外に効果的かつ効率的に情報発信し、本県のイメージアップと認知度向上を図るために、主に首都圏の新聞社、雑誌社、放送局などのマスメディアを対象に情報を提供し、記事紙面やテレビ番組などに取り上げられるように働きかける活動(以下、「県外パブリシティ」という。)に積極的に取り組むこととしている。ついては、そのサポート業務をPR会社等に委託するために、公募型プロポーザルを実施した。</p> <p>その結果、決定した業者に業務委託するものであり、相手方が特定されるため随意契約とするものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
10	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	全世帯広報誌「県政だよりながさき情報通信」デザイン等業務委託	9,133,740	長崎市下魚の町7-5 株式会社 プレイントラスト 代表取締役 菱沼 末雄	<p>「県政だよりながさき情報通信」を、県民と県政をつなぐかけ橋として、さらにわかりやすく、読みやすいデザインにリニューアルするため、平成20年2月にコンペを実施した。その結果決定した業者に業務委託するものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	平成21年度 県政テレビ番組字幕及び手話挿入業務	4,426,800	長崎市橋口町10-22 長崎県ろうあ福祉協会 会長 村上 一男	同協会が、県内の聴覚障害者を会員として組織され、その実情に精通していること、県域をエリアとする唯一の聴覚障害者団体であること、聴覚障害者の福祉の増進のため県が設置している「長崎県聴覚障害者情報センター」の指定管理者として、テレビ番組への字幕・手話挿入や、字幕・手話ビデオの制作に常時携わり、専門的な知識と技術を有する県内唯一の団体であること、などの理由により、同協会に委託することが最適である。	第167条の2 第1項 第2号
12	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	平成21年度 広報誌点字版製作業務	6,600,000	長崎市橋口町10-22 社団法人 長崎県視覚障害者協会 会長 野口 豊	当協会は、これまでも県広報誌などを点字に点訳し、印刷・発行している実績がある。加えて、それらの点字図書の出し出しを行っていることから県内の点字使用者の実態を正確に把握しており、点訳・印刷から発送までを一貫して行えるのは当協会だけであり、当協会に委託するのが最適である。	第167条の2 第1項 第2号
13	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	NBCラジオ「県庁タイムス」制作・放送業務委託	2,268,000	長崎市上町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	県の政策や県政情報を県民に広く知らせるためには、県内民放ラジオ局を使って県政情報の発信を行うことが効果的である。 また、県民に県政情報を知る機会をより多く提供するためには、県内民放ラジオ局2社それぞれで放送することが適当であるため、各社と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
14	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	県政ラジオ番組「Saturday Chat Box」制作・放送業務委託	4,725,000	長崎市栄町5-5 株式会社 エフエム長崎 代表取締役社長 川添 一巳	県の政策や県政情報を県民に広く知らせるためには、県内民放ラジオ局を使って県政情報の発信を行うことが効果的である。 また、県民に県政情報を知る機会をより多く提供するためには、県内民放ラジオ局2社それぞれで放送することが適当であるため、各社と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
15	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	長崎県広報連絡協議会業務委託	5,500,000	長崎市江戸町2-13 長崎県広報連絡協議会 会長 木村伸次郎	当協議会は営利を目的としない公的団体であり、事務局長を広報広聴課長が兼務する。業務内容は広報広聴課との関わりが非常に深く、公共性が強く要求される。当業務を効率的に行うため、信頼できる当協議会との委任契約が最適である。	第167条の2 第1項 第2号
16	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	新聞広告(県からのお知らせ)掲載業務単価契約	1回につき 154,350	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠廣	定期的な新聞広告は、より多くの県民にお知らせする目的から、購読シェアの高い新聞社2者(各新聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入札には適さない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	新聞広告(県からの お知らせ)掲載業務 単価契約	1回につき65,300	長崎市馬町24番 株式会社 西日本新聞広告 社長崎 代表取締役 安本 武俊	定期的な新聞広告は、より多くの県民にお知らせ する目的から、購読シェアの高い新聞社2者(各新 聞社指定の広告代理店)と契約するため競争入札 には適さない。	第167条の2 第1項 第2号
18	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	新聞広告(県民のひ ろば)掲載業務単価 契約	1cm1段 2,458	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠 廣	新聞紙面への広告掲載については、全新聞社 (各新聞社指定の広告代理店)と契約するため競 争入札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号
19	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	新聞広告(県民のひ ろば)掲載業務単価 契約	1cm1段 1,954	長崎市馬町24-2 株式会社 西広 長崎支社長 今津 政信	新聞紙面への広告掲載については、全新聞社 (各新聞社指定の広告代理店)と契約するため競 争入札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号
20	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	新聞広告(県民のひ ろば)掲載業務単価 契約	1cm1段 1,856	長崎市万才町8-22 株式会社 朝日広告社 長崎支社長 岩永 淳	新聞紙面への広告掲載については、全新聞社 (各新聞社指定の広告代理店)と契約するため競 争入札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号
21	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	新聞広告(県民のひ ろば)掲載業務単価 契約	1cm1段 1,856	長崎市勝山町37 株式会社 読売広告西部 長崎支社長 川浪 修	新聞紙面への広告掲載については、全新聞社 (各新聞社指定の広告代理店)と契約するため競 争入札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号
22	知事公室	広報広聴課	H21.4.1	新聞広告(県民のひ ろば)掲載業務単価 契約	1cm1段 1,739	長崎市築町1-7 株式会社 長崎毎日広告社 代表取締役 湯地 秀哉	新聞紙面への広告掲載については、全新聞社 (各新聞社指定の広告代理店)と契約するため競 争入札に適さない。	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：知事公室

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	知事公室	広報広聴課	H21.4.15	県政だより「ながさき 情報通信」仕分け・配 達業務(長崎市分)	5,441,499	長崎市畝刈町1613番地82 赤帽長崎県軽自動車運送協 同組合 長崎支部 支部長 松尾 應信	市広報誌と県広報誌を同時に各自治会等の代表者のもとへ届けることが、自治会等の負担を増やさず、かつ、県広報誌を各世帯へ配布してもらうために必要である。市広報誌と同じ部数、同じ箇所へ配布するため、市広報誌の配達業務を受注した業者に県広報誌の配達も発注するのが、最も効率的、かつ、経済的である。	第167条の2 第1項 第2号
24	知事公室	広報広聴課	H21.4.15	県政だより「ながさき 情報通信」仕分け・配 達業務(佐世保市分)	2,924,304	佐世保市白岳町981 赤帽長崎県軽自動車運送協 同組合 佐世保支部 支部長 重松 美年	市広報誌と県広報誌を同時に各自治会等の代表者のもとへ届けることが、自治会等の負担を増やさず、かつ、県広報誌を各世帯へ配布してもらうために必要である。市広報誌と同じ部数、同じ箇所へ配布するため、市広報誌の配達業務を受注した業者に県広報誌の配達も発注するのが、最も効率的、かつ、経済的である。	第167条の2 第1項 第2号
25	知事公室	広報広聴課	H21.4.15	県政だより「ながさき 情報通信」仕分け・配 達業務(諫早市分)	2,007,600	諫早市新道町948 社団法人 諫早市シルバー 人材センター 理事長 池松 正光	市広報誌と県広報誌を同時に各自治会等の代表者のもとへ届けることが、自治会等の負担を増やさず、かつ、県広報誌を各世帯へ配布してもらうために必要である。市広報誌と同じ部数、同じ箇所へ配布するため、市広報誌の配達業務を受注した業者に県広報誌の配達も発注するのが、最も効率的、かつ、経済的である。	第167条の2 第1項 第2号
26	知事公室	広報広聴課	H21.4.28	情報誌「ながさき夢百景」デザイン等業務委託	2,379,300	長崎市魚の町7-5 株式会社 プレイントラスト 代表取締役 菱沼 末雄	平成21年4月に「ながさき夢百景」のデザインコンペを実施。その結果決定した業者に業務委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	知事公室	国際課	H21.4.1	長崎県中国ビジター誘致事業業務委託	5,015,000	社団法人 長崎県貿易協会 会長 松藤 悟	長崎県中国ビジター誘致事業は、中国人向けの情報発信(中国語)、中国人会員からの問い合わせ対応、長崎県訪問に係る連絡調整を行い、長崎県への誘致拡大を行うものである。中国では、他国の地方公共団体名義による直接の事務所設置が認められていないため、(社)長崎県貿易協会が上海事務所を設置し、県と密接な連携を図りながら本県と中国との貿易振興をはじめとした友好交流の促進を図っているところである。中国人との直接的な連絡調整を要する当業務を効果的かつ円滑に実施できる機関は、長崎県の実情を熟知し、上海事務所を有する(社)長崎県貿易協会を以て他にない。また、当業務では情報発信のため、中国語によるホームページを作成するが、中国のドメイン取得・届出については、中国にある事務所(上海事務所)での取得・届出が必要となっている。さらに、(社)長崎県貿易協会上海事務所においては、既に今回作成するホームページとほぼ同じシステムを有するサイトが存在し、これらを活用することにより、一層のコスト縮減を図ることができる。以上のことから、(社)長崎県貿易協会を委託先とするものである。	第167条の2 第1項 第2号
28	知事公室	政策企画課	H21.5.20	長崎県総合計画策定支援業務委託	8,925,000	長崎市元船町17-1 財団法人 ながさき地域政策 研究所 理事長 脇田 安大	本委託業務は、本県並びに全国の社会・経済情勢の環境変化や今後の将来予測などを踏まえ、専門的かつ多角的見地から、今後の県政の将来像、取り組みの方向性などを提案出来る者に委託する必要があるため、同様の業務実績のある者によりプロポーザルを実施し、選定された業者と契約を行うこととした。	第167条の2 第1項 第2号
29	知事公室	まちづくり推進室	H21.6.1	「長崎市中央部・臨海地域」都市再生総合整備事業基本計画検討業務委託	18,480,000	福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構 九州支社 支社長 加茂 晶三	本業務は、都市計画、交通計画、人口動向、観光動向、及び文化資産など複数の分野にまたがる広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務であるため、プロポーザル方式により委託業者を特定し、当該業者と契約を行うこととした。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	知事公室	広報広聴課	H21.7.6	動画配信ウェブサイト 制作・運用・映像制作 業務	5,000,000	長崎市上町1番35号 長崎放送株式会社 代表取締役社長 上田 良 樹	長崎県の観光や物産、歴史・文化の魅力を全国 に情報発信し、本県のイメージアップにつなげるた め、インターネットを活用した動画配信のポータル サイトを制作し、運用する。また、歴史・文化の魅力 を伝える映像を、コンテンツの一つとして制作する。 については、その業務を委託するために、企画コンペ を実施した。 その結果、決定した業者に業務委託するものであ り、相手方が特定されるため随意契約とするもので ある。	第167条の2 第1項 第2号
31	知事公室	広報広聴課	H21.7.24	インターネット放送局 動画制作業務	1,785,000	長崎市金屋町1番7号 株式会社KTNソサエティ 代表取締役 後藤 義雄	本業務は、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」 について、主立った構成資産を個別に紹介する動 画を制作するものである。実施に当たっては、昨年 度、知事公室世界遺産担当(今年度、世界遺産登 録推進室)が制作した「長崎の教会群とキリスト教 関連遺産」を総合的に紹介する動画(10分、29施 設)を活用し、再編集するものとする。 このため契約相手は、同動画の制作を受託し、元 テープを有する同社に限られる。	第167条の2 第1項 第2号
32	知事公室	広報広聴課	H21.7.31	長崎県公式ウェブサ イト動画サーバ設定 変更業務	1,480,500	長崎市扇町33-40 有限会社ランカードコム 取締役 峰松 浩樹	本業務は、現在、長崎県公式ウェブサイトで公開 している動画について、動画の保存方式の変更及 びそれともなうサーバの設定変更を実施するも のである。 今年度、長崎県公式ウェブサイト用サーバ等の運 用・保守管理業務を有限会社ランカードコムに受託 しており、その設定を変更できるのは同社に限られ るため。	第167条の2 第1項 第2号
33	知事公室	広報広聴課	H21.8.6	生活情報誌「ととと つて」への県政情報掲 載にかかる業務委託	1,365,000	長崎市茂里町3-1 株式会社アド長崎新聞 代表取締役社長 里 重光	生活情報誌「とととつて」は、毎週日曜日に県内全 域(長崎新聞購読者)に配付され、185,000部が 発行されている。主婦や若者を中心に県民にも定 着し認知されており、県内には、これほど発行部数 が多く、PR効果が高い情報紙は他にない。 また、発行頻度が高く、よりタイムリーな情報提供 が可能である。 よって、1者の随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
34	知事公室	広報広聴課	H21.8.10	情報誌「ながさき夢百 景」デザイン等業務委 託	4,683,000	長崎市中町2-2 有限会社 イーズワークス 代表取締役 糸屋 悦子	平成21年7月に「ながさき夢百景」のデザインコン ペを実施。その結果決定した業者に業務委託する ものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	知事公室	広報広聴課	H21.9.3	全国育樹祭に伴う行啓の報道バス借り上げ	945,000	長崎市八千代町3-1 長崎県交通局 局長 永川 重幸	<p>行啓における報道対応については、お列に追従して運行するバス及び各視察先への先回りを行うバスを運行する必要があり、計画策定にあたり、使用車両の決定を行う必要がある。しかしながら、行程については未発表の段階であり、特にお列の運行計画については、警備上の問題から情報の漏洩等を防ぐため万全の対策を講じなければならない。</p> <p>県が設置しており、7月に行われた献血大会推進全国大会に伴う行啓においてもお列報道バスを運行した長崎県営バスを契約相手とした。</p>	第167条の2 第1項 第2号
36	知事公室	広報広聴課	H21.9.30	中国パブリシティサポート業務	4,000,000	東京都中央区銀座7-2-22 共同ビーアール株式会社 代表取締役社長 大橋 榮	<p>パブリシティ活動を展開するには、その対象となる事業のスケジュール・場所等が決定している必要がある。その活動をサポートする本業務についても、サポート内容の検討や費用算出のため、業者に発注する段階で諸項目を提示する必要がある。</p> <p>一方、パブリシティ活動は通常、数カ月前から行うものであり、今回の中国「長崎ブランド」発信事業及び長崎～上海定期航空路線開設30周年記念事業のようなイベントの場合は、2カ月前から活動しないとマスメディアが取り上げてくれず、成果が見込めない。以上の条件のもと、本業務は10月から開始しなければ11月中旬のイベントに間に合わないところ、対象となる事業は、緊急経済対策として県議会6月定例会で可決後に着手したものであり、スケジュール・場所等については9月中旬に決定した。このため、緊急に発注してパブリシティ活動を開始する必要がある。</p> <p>共同ビーアール(株)はPRサポート業務を専門とする一部上場企業であり、この分野における国内最大手の企業である。中国に支店を持つ同業他社はあるが、対象事業を開催する北京と上海にそれぞれ支社を有する上場企業は同社しかなく、本業務への迅速な対応が可能である。</p> <p>また、昨年北京で開催した「日本長崎フェア」や「列福式関連事業」でもパブリシティサポート業務を受託するなど本県の各事業に精通し、実績も十分である。</p> <p>さらに、今回の事業は中国だけでなく、国内にも広く情報発信することで本県と中国とのつながりの深さをアピールする狙いがある。</p> <p>本業務は中国での活動を対象としていることから、これとは別に国内向けのパブリシティも連携して展開しなければならないが、今年度、パブリシティ活動をサポートする「平成21年度県外パブリシティサポート業務」を受託しているのが共同ビーアール(株)である。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
37	知事公室	世界遺産登録推進室	H21.10.6	世界遺産官民協働事例調査等業務委託	2,310,000	長崎市元船町17-1 財団法人 ながさき地域政策研究所 理事長 脇田 安大	<p>世界遺産登録のための重要な要件である資産の保存・管理について、世界遺産登録された先進地における官民一体となった活動事例や、問題点の防止に関する取り組み等について調査する。</p> <p>あわせて、県内の構成資産周辺において、地域住民や信者の保存活動や観光客の受け入れに関する意識調査を実施し、官民協働による世界遺産活用策の基礎資料とする。本件はそれらの業務について委託するものである。</p> <p>今回の業務にあたっては、世界遺産を理解し、今後の保存・管理方策について現状分析を踏まえ提案することが出来る高度な企画力や調査能力、運営体制等が求められ、これらを総合的に判断する必要がある。</p> <p>このため、公募型プロポーザルにより提案を求め、外部委員を含む選定委員会での審査を経て、当該業者を選定したものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
38	知事公室	世界遺産登録推進室	H21.10.22	「長崎県世界遺産研究会」企画運営業務委託	6,489,000	東京都千代田区一ツ橋2-5-5 株式会社文化財保存計画協会代表取締役 矢野 和之	<p>世界遺産に登録するためには、『世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約』を履行するための作業指針に基づき、ユネスコの世界遺産委員会へ提出する「世界遺産一覧表登録推薦書」を作成しなくてはならないが(英・仏訳を含む)、そのためには世界遺産としての価値(OUV)や評価基準への適合などを明らかにしたうえで推薦書として取りまとめ、英・仏訳と付属資料としての図面や写真・スライドの作成・添付等を行う必要がある。世界遺産登録の審査では、昨年度「平泉」が「登録延期」に、さらに本年度は「ル・コルビュジエの建築と都市計画(国立西洋美術館本館)」が「情報照会」になるなど、顕著な普遍的価値の証明や、評価基準への適合性の一層の厳格化が求められる現状にある。このため、推薦書作成については、世界遺産の動向に深い知見を有する専門的業者に業務を委託して進めることとし、平成20年度に、業務に対する基本方針や担当者の世界遺産や文化財に対する認識、実績、技術力、総合的なマネジメント能力等を総合的に判断することが出来る公募型プロポーザルにより、外部委員を含む「世界遺産登録推薦書作成支援業者選定委員会」を開催して委託業者を選定した。その後、その専門的業者との契約(随意契約)の締結を行い、現在は推薦書の作成を鋭意進めているところである。そのような中、今回新たに研究会を開催運営するものであるが、推薦書作成のための各種作業や研究は、高度な専門性に立脚したうえでの相互の連携や関連付けが重要であり、特に、本件の場合には最終的に世界遺産としての価値の証明に成果を統合する必要がある。以上、～の観点から種々の検討を行った結果、専門家の選定・意見聴取、研究会開催、そしてその成果を取りまとめるという本契約は、()世界遺産に関し専門的な知見を有するとともに、専門家に幅広いネットワークを持ち、()加えて、昨年度から推薦書策定作業に携わることで、「長崎の教会群」の世界遺産としての価値(OUV)や評価基準の適合についての深い知識や情報を蓄積することで他者に比して格段に深い知見を有し、()さらに、それが故に、本事業の詳細企画や調査研究支援などを効率的・効果的に行える、という3点を主な理由として、現在推薦書作成を鋭意進めている同一業者に研究会の開催運営等を随意契約で委託することが適当である。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：知事公室

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
39	知事公室	世界遺産登録推進室	H21.12.21	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」世界遺産登録推薦書作成支援(映像制作)業務	13,545,000	東京都港区赤坂5-3-6 株式会社TBSビジョン 代表取締役社長 田代 冬彦	<p>世界遺産登録推薦書に添付する資料映像については、推薦書本文のコンセプトを視覚的にユネスコ世界遺産委員会やイコモスメンバー等の審査員に提示するものであり、世界遺産としての顕著な普遍的価値や登録基準への適合性、保存管理の状況などを外国人視聴者に分かりやすく伝える映像が求められる。</p> <p>このため、業者選定にあたっては世界遺産の動向に深い知見を有する専門業者や高い技術力を有する業者を選定する必要があるため、業務に対する考え方や担当者の世界遺産映像に対する認識、実績、技術力、プロデュース力及び経済性等を総合的に判断するため、公募型プロポーザルによる提案を求め、3者から応募があり、外部委員を含む選定委員会を開催し、コスト等を含めて総合的に判断した結果、TBSビジョンが最適との評価を受けた。</p>	第167条の2 第1項 第2号
40	知事公室	世界遺産登録推進室	H22.2.18	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」ホームページ子ども向けコンテンツ企画・制作等業務	1,155,000	長崎市金屋町2-6 オフィスメーション株式会社 代表取締役 石橋 洋志	<p>未来を担う子ども(主に小学生)へ「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」について教育・啓発を行うことにより、本県の世界遺産登録推進の取り組みへの関心を高め、県内外への周知や意識の醸成に資することを目的として、子ども向けホームページを制作する。</p> <p>そこで、業者選定にあたっては「教会群」の世界遺産としての価値や登録の意義について、子どもに分かりやすく伝える企画力及び技術力を有する業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザルにより提案を求め、外部委員を含む「『長崎の教会群とキリスト教関連遺産』ホームページ子ども向けコンテンツ企画・制作等業務委託候補者選定委員会」を開催し、委託候補者の選定を行った。</p> <p>その結果決定した業者に業務委託するものであり、相手方が特定されるため随意契約とするものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
41	知事公室	世界遺産登録推進室	H22.2.24	世界遺産構成資産周辺景観等空中写真撮影業務	3,276,000	長崎市館の浦町1-1 長菱設計株式会社 代表取締役 蔵並 喜孝	<p>世界遺産の構成資産の周辺景観や環境を保護・保全するため、資産の周辺に緩衝地帯の設定がユネスコから義務付けられている。 緩衝地帯の範囲決定等にあたっては、資産周辺の景観や環境、歴史、立地などを深く検討する必要があり、資産周辺の空中写真撮影を行い検討資料を収集する必要がある。 国内でバルーンを制御しながらの空中写真撮影装置の開発と撮影の実績を有しているのは、長崎市の長菱設計株式会社だけである。また、長菱設計株式会社のバルーンによる空中撮影は以下の利点がある。 手元でモニターを見ながらの撮影が可能であり、必要な角度、高度での撮影が可能。 セスナやヘリコプターが進入できない高度250m以下での撮影が可能。 ラジコンヘリ等に比べ安全性が高く、また騒音がないため、市街地での撮影に有利。 滞空時間が長く長時間の撮影が可能であり、静止画の撮影に向いている。</p> <p>以上の観点から検討を行った結果、本業務は長菱設計株式会社との1者随意契約で委託することが適当であると判断した。</p>	第167条の2 第1項 第2号
42	知事公室	広報広聴課	H22.3.3	西日本新聞広告料 (県埋蔵文化センター及び一支部博物館)	2,500,000	長崎市馬町24 株式会社 西日本新聞広告社長崎 代表取締役 安本 武俊	<p>一支国博物館の情報発信については、九州地方を中心に幅広く周知することを目指しており、新聞広告は周知手段として最適な媒体である。新聞広告を行うにあたっては、1社に限らず複数の新聞媒体を使って情報発信することが相乗効果があり有効である。九州地域に購読者を持つ新聞社として大手新聞社が考えられるが、福岡県において西日本新聞は新聞購読部数で首位にあり、また、折り込みのフリーペーパー「フクオカ・ビーキ」は、福岡近郊のレジャー情報等をきめ細かく掲載するなどにより福岡市内の女性・若者層を中心に幅広く購読されている。福岡圏をターゲットにした新聞広告を行う場合、西日本新聞が最大の宣伝効果を見込める最適な媒体である。 また、価格面においても低く抑えられており、別途オープン前の連載企画も予定するなど、費用対効果の面も高いといえる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1第2号の規程により随意契約とする。</p>	第167条の2 第1項 第2号